

■各施設における利用制限等

令和2年4月2日現在

施設	利用の可否	休止期間等	所管
母子健康センター	不可	5/10まで	健康福祉課 ☎62-1233
子育て支援センター きらきらクラブ	不可	5/10まで	
老人福祉センター長生荘	不可	5/10まで	
皆野総合センター	不可	5/10まで	皆野総合センター ☎62-0454
学校体育施設（体育館・グラウンド）	不可	5/10まで	教育委員会 ☎62-4563
社会体育施設（町民運動公園・皆野スポーツ公園・弓道場）	不可	5/10まで	
柔剣道場	不可	5/10まで	
皆野町文化会館	不可	5/10まで	
ふれあいプール・ホット（勤労福祉センター）	不可	5/10まで	皆野町勤労福祉センター ☎62-5330
皆野町わく・ワクセンター	不可	5/10まで	産業観光課 ☎62-1462
お試し居住用住宅「来てみ～な」	不可	5/10まで	みらい創造課 ☎26-7334

※今後の状況により変更になる可能性があります。